

京都市個人情報保護審査会答申第39号の概要

答申年月日	平成20年3月17日
請求内容	教育委員会調査課で協議した際の面談記録
請求者	本人
所管課	教育委員会調査課
所管課の決定	不存在による非開示決定
所管課の主張	<p>1 京都市及び京都市教育委員会において、市民との相談や面談の内容について公文書の作成が義務付けられている一般的な条例及び規則はない。</p> <p>2 公文書を作成するか否かは、担当者が事後に対応を要する場合などであり、本事案の面談の内容については、担当者が特段公文書の作成の必要がないと判断したものである。</p>
異議申立人の主張	<p>1 市立中学校の校長の対外的な説明は、事実無根である。その申告を確認すると約束していることについて記録がないのは、確認する気がなかったのではないか。更なる不信感を与えている。一体、行政サービスを何と理解しているのか不明である。教育委員会との事は、全部不自然である。子の教育に関して何をしているのか分からない。</p> <p>2 本件は道徳・秩序正しいとは判断できない。差別を正当化している。退学は、児童虐待防止法第3条の観点から関係者全員に通報義務がある。正当か不当かは明確にすべきであり、事務行為を論点にしているレベルでない。地方自治法第2条第2項を根底に適切な処理を求める。</p>
審査会の判断	<p>1 当審査会として、一般的に記録を残す場合の判断基準である京都市情報公開条例及び京都市公文書管理規則の該当する規定を確認したが、本件請求に係る個人情報が存在しないとの実施機関の主張について、特段、変則的で合理性を欠く処理が行われたとはいえ、また、当該個人情報が作成され、存在することを確信するに足る事実も見出せなかった。</p> <p>2 以上の点から、当審査会は、実施機関が行った本件処分については、不当であるとは認められないと判断する。</p>